

令和2年度 事業計画

I. 基本方針

我が国は、近年、少子高齢・人口減少を迎えるとともに、地域コミュニティの脆弱化および、社会構造の変化に伴い地域の課題も複雑多様化しています。

高齢者においては、年々医療費や介護費などの社会保障費が増大しており、国においては、後期高齢者の医療費や介護保険利用者の負担割合の増加に関して検討なされている状況にあります。また、少子化に対応するため、幼稚園・保育園・認定こども園の利用料を無償化し子育て世代を応援することにより、社会保障を全世代型へ移行し、その財源は、令和元年10月の消費税の引き上げによって実施されています。

本町における高齢者に係る社会保障費の削減に向けた取り組みとして、地域包括ケアシステムの構築が進められており、町から地域生活支援体制整備事業について当社会福祉協議会が委託され、この事業に携わる生活支援コーディネーターを中心に町福祉課と協働して事業を推進していきます。

貧困や弱者対策としては、町からの情報や当社会福祉協議会が実施する様々な事業で地域とのかかわりから見えてくる制度の隙間で困窮している人に対して、町内の社会福祉法人や行政と協力しながら積極的に係わっていきます。

高齢者や障がい者を含め誰もが住みやすい地域づくりを進めるため、地域住民のボランティア育成を行い、地域における社会参加や社会復帰するための支援活動の一翼を担っていただきたいと考えています。

事業検証としては、平成30年3月に作成した地域福祉活動計画に沿った事業運営を行い、計画書に掲げる各事業等について評価シートを用いて事業評価および事業の進捗状況の管理を行っていきます。

今年度についても、事業計画に基づき町と協議しながら、関係機関・団体、ボランティア団体、住民と協働して事業を推進し、地域福祉の活動および、住民福祉の向上に努めます。

II. 重点目標

1. 生活支援体制整備事業における大木ささえ隊（協議体）の円滑な運営
2. 高齢者や障がい者支援のボランティアの育成及び活動の推進

Ⅲ. 事業計画

法人運営

1. 法人運営

大木町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展、および地域福祉の向上を推進し、全事業の円滑な運営を図ります。

2. 生活福祉資金貸付事業 <県社協受託事業>

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより経済的自立、生活意欲の助長促進、ならびに在宅福祉、社会参加の促進を図り、大木町民生委員・児童委員協議会や福岡県自立相談支援事業所「困りごと相談室」と連携をとり、安定した生活を送れるように支援を行います。

1) 資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金、つなぎ資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
- 不動産担保型生活資金
（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

2) 貸付対象者

- 低所得者世帯：資金の貸付けに合わせて必要な支援を受けることにより自立できると認められる世帯であって、独立した生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯
- 障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用できると認められる程度の人
- 高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

3. 心配ごと法律相談事業

町民の福祉の増進を図るため、毎月1回弁護士による無料法律相談を実施します。日常生活の中での悩み事等ひとりの相談時間を約20分程度で、1回の相談人数は先着4名です。（申込み多数の場合はキャンセル待ちまたは、次回に繰越します。）

1) 実施日

○毎月第2火曜日（ただし、令和2年8月および令和3年1月は第3火曜日とする）

月	日	曜日	時間	月	日	曜日	時間
令和2年4月	14日	火	13:30～15:00	5月	12日	火	13:30～15:00
6月	9日	火	13:30～15:00	7月	14日	火	13:30～15:00
8月	18日	火	13:30～15:00	9月	8日	火	13:30～15:00

10月13日	火	13:30～15:00	11月10日	火	13:30～15:00
12月8日	火	13:30～15:00	令和3年1月19日	火	13:30～15:00
2月9日	火	13:30～15:00	3月9日	火	13:30～15:00

3) 相談員

○福岡県弁護士会 筑後部会の弁護士

4) その他

○相談は無料です。ただし来所による事前予約が必要（電話受付不可）です。

4. 日常生活自立支援事業 < 県社協受託事業 >

判断能力が不十分なために自分ひとりで福祉サービスの契約等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人等が、住み慣れた地域で安心して過ごすことのできる生活を支援します。

令和元年度までは基幹社会福祉協議会の筑後市社会福祉協議会と利用者との契約により当社会福祉協議会が生活支援員として支援活動を行っていましたが、今年度から当社会福祉協議会が直接利用者と契約をすることになりました。

具体的には、当社会福祉協議会の専門員が本人の希望をもとに適切な支援計画を作成し利用者に提示して契約を締結します。その後は、生活支援員が支援計画に沿って定期的に訪問し、生活状況の把握、および必要な福祉サービスの利用援助、日常的な支払い等の金銭管理や生活に必要な支援を行います。

1) サービス内容

◆福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの情報の提供、助言、利用する(止める)ための手続き支援
- 福祉サービスについて不満がある場合、苦情解決制度を利用する手続き支援

◆日常的な金銭管理

- 日常的な金銭の管理（生活費、福祉サービス利用料、医療費、公共料金、家賃等の支払い、お金の使い方についての相談、助言）
- 年金や福祉手当等の受領に必要な支援
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方の相談、助言
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃等の支払い

◆書類等のお預かり

- 書類等の保管（年金手帳・証書、預貯金通帳、印鑑、キャッシュカード等）

2) 対象者

○認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人

3) 費用

○利用料

1時間まで 1,000円

1時間を超えて 1時間30分まで 1,350円

- 1 時間 30 分を超えて 2 時間まで 1,700 円
2 時間を超えて 2 時間 30 分まで 2,050 円
2 時間 30 分をこえて 3 時間まで 2,400 円
3 時間を超えた場合 2,750 円

○預かり料（預貯金通帳、通帳印等）

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

当社会福祉協議会で預かる場合（50 万円以内の預貯金通帳に限ります）

月 350 円（年 4,200 円）

銀行の貸金庫で預かる場合（500 万円以内の預貯金通帳に限ります）

月 250 円（年 3,000 円）

※ 相談は無料です。

5. 障がい者スポーツ大会 <町補助事業>

障がい者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、参加者相互の交流を促進し、町民の障がいに対する関心と理解を深め、障がい者の自立と社会参加を推進します。

東京パラリンピックが開催される今年度は、障がい者スポーツに対する町民の関心を高める良い機会となるので、誰もが参加しやすい大会になるよう企画します。

1) 対象者

○町内の障がい児・者およびその家族ならびに障がい者スポーツに関心のある人

6. 生活困窮者支援事業（社会福祉法人協働事業）

社会福祉法においては、公益性、非営利性が極めて高い社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」を実施することが責務として規定されました。福岡県においては、福岡県社会福祉法人経営者協議会を中心に、地域における公益的な取組の一つとして、複数法人の連携による「ふくおかライフレスキュー事業」が進められています。

これに沿って大木町では、生計困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている人々に対して、町内 7 つの社会福祉法人がそれぞれの専門性および資源を活かして支援を行うことに合意し、大木町社会福祉法人連絡会を立ち上げることになりました。

当社会福祉協議会はこの事業の事務局として町内の社会福祉法人との協働による地域貢献活動として連携を深め、それぞれの事業所・施設・社協が持つ専門性を基に情報を共有し、課題に応じた解決に取り組むことといたします。

また、緊急の場合、当社会福祉協議会独自で現物支給などの支援を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

<町受託事業>

おおむね65歳以上の高齢者で加齢により心身の機能が衰えている人(閉じこもりを含む)等に対し、心身機能の回復を図るために、簡単な訓練を行い、日常生活の自立および介護予防を図ることを目的とし、町の事業実施要綱に沿って実施します。

また、産前・産後の母子支援は、町の依頼により町が特定した人に限りホームヘルプ支援活動を実施します。

1. もみじ倶楽部事業

介護予防の体操、脳トレーニング、レクリエーションや簡単な手作業等を行うとともに地域やボランティアとの連携を図り、介護予防および認知症の予防に力を入れて取り組みます。大学や関係機関の先生に協力いただいている体力測定の数値をもとに、特に筋力アップさせることを目標に行います。

1) 対象者

- 国が定める基本チェックリストに該当する人
- 介護保険において要支援1または要支援2の認定を受けているが、通所型サービスを利用していない人で町が認めた人

2) サービス内容

- 介護予防体操、口腔ケア、栄養講話、音楽療法、作品作り、レクリエーション、調理実習、各団体との交流

3) 実施日

- 毎週水曜日・木曜日・金曜日の各50回程度 9:00～15:00
- 年2回近隣へバスハイク

4) 場 所

- 健康福祉センター 福祉棟

5) 費 用

- 食事代、おやつ代等(600円程度)

6) その他

- 看護師またはケアマネージャーによる支援計画作成の実施
- 理学療法士、作業療法士による体力測定 2回/年(身長・体重・血圧測定・握力・認知機能検査・長座体前屈・TUG・2ステップ・SPPB椅子立ち上がり時間・開眼片脚立位時間・SPPBバランス・4m歩行・LAS)BOCA測定
- 参加者を自宅から会場までの送迎

2. 元気クラブ事業

買い物支援が必要な人で、外出機会が少なく閉じこもりがちな人を対象に自宅から会場や店舗まで送迎し、日常生活に必要な買い物と介護予防体操、脳トレーニング等を実施することで、健康維持や社会参加を促進し、利用者にとって有意義な生活を送れるようにします。

今年度は新たに昼食時間を設けないスケジュール(脳トレ、体操、買物)の利用希望者向けに月1回大莞地区で開催することにしました。またボランティア養成研修を修了した方の活動の場としてボランティア育成に努めます。

1) 対象者

- 国が定める基本チェックリストに該当する人
- 一人暮らしで買い物に困っている人および、家族と同居はしているが日常の買い物が難しい人
- 運転免許証を返納した人、および車の運転が難しくなってきた人

2) サービス内容

- 買物支援、脳トレーニング、介護予防体操、口腔ケア、レクリエーション等
- 健康管理や一行日記の記入等
- 季節を感じる行事や外出支援

3) 場所・実施日

- イオンスーパーセンター大木店内 コミュニティルーム「We We」
毎週月曜日 10:00~13:00 (ただし、月曜日が祝日の場合は振替有り)
- 大莞コミュニティセンター研修室、アスタラビスタ大木店
毎月第2火曜日 10:00~12:00

4) 費用

- 無料

5) その他

大学や関係機関に協力の下

- 体操指導4回/年
- 体力測定の実施2回/年 (身長・体重・血圧測定・握力・TUG・椅子立ち上がり時間・開眼片脚立位時間・5m歩行)

3. 認知症カフェ事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしが継続できるよう、正しい知識の啓発活動や家族の介護負担の軽減を図るため、誰もが集える居場所を提供します。

事業開始当初は、大莞地区からイオン大木店までの距離が高齢者にとっては遠かったため、大莞校区の参加者が少なかったことから、令和元年度は試験的に大莞コミュニティセンターを会場に月1回程度開催し、今年度から委託事業として開催することになりました。居場所の提供、認知症を学ぶ場、交流の場、ボランティアの活動場所として皆さんが参加し易い雰囲気作りを行います。

1) 対象者

認知症の方や家族、地域の方、専門職など認知症について関心がある方、知識や理解を深めたり相談をしたい方、認知症に関するボランティアをしようと考えていらっしゃる方などどなたでも参加できます。

2) 場所・開催日

◆「カフェWeWe」

- イオンスーパーセンター大木店内 コミュニティールーム「WeWe」
- 毎月2回 原則第1, 3火曜日 合計24回 10:00~15:00
- ※令和2年5月、11月は第2, 第3火曜日とする。

◆「お〜い!ふれあいカフェ」

○大莞コミュニティセンター研修室

○毎月1回 原則第2火曜日 合計12回 10:00~15:00

4. 生活支援等ホームヘルプサービス事業

日常生活に支障のある高齢者等に対して自立と社会復帰を促進するためにホームヘルパーを派遣することにより、安心して日常生活を営むことができるよう生活全般の支援をします。

1) サービス内容

○家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、居室の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

○身体介護に関すること

入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助、衣服の着脱介助、通院介助、その他必要な身体介護

○相談、助言に関すること

生活、身上、介護に関する相談、助言、その他必要な相談、助言

2) 対象者

介護保険において要支援1.2に認定された人または事業対象者と判定された人

3) 費用

○1回(45分):200円

4) 実施時間

○平日 9:00~17:00 (祝日、12月29日~1月3日は除く)

5. 産前・産後支援ヘルパー派遣事業(介護予防・日常生活支援総合事業外)

産前および出産後間もない時期の母親が体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、家族の援助を受けることができない場合に、ヘルパーを派遣することにより家事や育児を支援します。

1) サービス内容

○家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、居室の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

○育児に関すること

授乳、おむつ交換、沐浴介助、その他必要な育児支援

2) 対象者

母子健康手帳の交付を受けている人で、妊娠中又は産後の体調不良等により家事および育児を行うことが困難な人であり、かつ、日中介助者がいない人。ただし、妊娠中の場合は、医師の所見等により安静を指示されている人。

3) 利用回数・時間・費用

○1回の出産につき12回を上限とします。多胎出産者は24回を上限とします。

○1回の利用につき45分以内とし、1日2回までとします。

○1回あたり500円とします。

4) 実施時間

○平日 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

居宅介護事業

1. 基準該当障害福祉サービス居宅介護等事業

居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思および人格を尊重し生活全般にわたる支援を行います。居宅介護サービス利用契約書、重要事項説明書に沿って実施します。

1) サービス内容

○家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、居室の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

○身体介護に関すること

入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助、衣服の着脱介助、通院介助、その他必要な身体介護

○相談、助言に関すること

生活、身上、介護に関する相談、助言、その他必要な相談、助言

2) 対象者

○障害支援区分が区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）である人

3) 実施日

○平日 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

2. 基準該当障害福祉サービス重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅において生活全般にわたる援助や在宅での生活が続けられるよう支援します。重度訪問介護サービス利用契約書、重要事項説明書に沿って実施します。

1) サービス内容

○家事に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、生活必需品の買い物、居室の掃除、整理整頓、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

○身体介護に関すること

入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助、衣服の着脱介助、通院介助、その他必要な身体介護

○相談、助言に関すること

生活、身上、介護に関する相談、助言、その他必要な相談、助言

2) 対象者

重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者であり、常時介護を要する障がい者であり、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する人

○二肢以上に麻痺等があること

○障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

3) 実施時間

○平日 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

生活支援・介護予防の基盤整備

1. 生活支援体制整備事業 <町受託事業>

平成29年度に施行された介護保険法において、地域支援事業の中の包括的支援事業のひとつとして生活支援体制整備事業が位置付けられました。身近な生活圏内に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民が主体となり地域課題を解決していくものです。

大木町の取り組みとしては、平成30年度に立ち上がった「大木ささえ隊」が、昨年度から校区ごとに独自の方法で活動を始めています。生活支援コーディネーターが地域に出向き、それぞれの地域の状況把握と課題解決に向け、住民と様々な事業所(企業・福祉事業所・団体・関係機関等)との調整役を担い、町福祉課と情報を共有しながら円滑な活動を支援していきます。

1) 地域課題の把握および資源等の開発

大木ささえ隊(協議体)では、行政区、校区、町全体における課題を把握するとともに、課題解決に向け生活支援コーディネーターが調整役となり、生活支援や介護予防の取り組みができるよう情報の共有・連携・協働による活動を支援します。

地域の課題に対して、企業・福祉事業所・団体・関係機関が、それぞれどのような支援ができるかを把握し大木ささえ隊(協議体)に情報を提供します。それを基に、必要に応じて大木ささえ隊(協議体)、企業・福祉事業所・団体・関係機関、町が協議を重ね地域の課題解決へ繋げていきます。

2) 地域活動等への支援

住民を対象としたボランティア養成研修およびステップアップ研修を開催し、地域活動の担い手としてボランティアの養成をします。また、ボランティアが希望する活動の場(地域での生活支援および介護予防事業)への調整を行い、継続的な活動を支援するため、活動の場の情報提供を行うとともに、ボランティア活動の場が広がるよう調整します。

3) 行政との連携

町福祉課と定期的に話し合いを行い、大木ささえ隊(行政区・校区・町全体)の状況や地域課題等の情報を共有し、相互に情報の交換ができるよう連携を図ります。

また、地域活動に伴う費用の助成を行う等、大木ささえ隊の安定的な運営を図るため町福祉課とともに支援します。

4) 広報

大木ささえ隊(協議体)における様々な活動状況(各行政区のささえ隊、校区のささえ隊、大木ささえ隊作戦委員会)を広報紙等で配布し、当社会福祉協議会のホームページに掲載する等住民への見える化に努めます。

また、ボランティアの活動の場の状況や案内においても当社会福祉協議会のホームページに掲載していきます。

2. 小地域活動「ふれあい いきいきサロン」の推進（包括的支援事業）

小地域を拠点に高齢者の閉じこもり、寝たきり防止、仲間づくりや生きがいを目的として、高齢者をはじめ地域住民とボランティアがともに健康増進と交流の場づくりを推進します。

介護保険制度の改正後、総合事業では、地域の通いの場・居場所づくりが重視され、地域住民が主体性をもって活動するふれあいいきいきサロンの普及は欠かせないものとなっています

まだふれあいいきいきサロンが開設されていない地域については、「大木ささえ隊」（協議体）と協力して、ふれあいいきいきサロンの必要性や啓発を行い、より多くの地域でふれあいいきいきサロンが開設されるよう推進します。また、安定したふれあいいきいきサロンの運営が行われるよう、利用されるレクリエーション用具等の無料貸し出しや、開催日に随時職員を派遣することで困りごとのサポートやふれあいいきいきサロン活動の充実を図ります。

障害者相談支援事業

1. 指定相談支援事業所「おおき」

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障がいのある人またはその家族に対して、福祉に関する様々な相談支援等を行います。また、障がいのある人が暮らしやすい地域をつくるために、地域自立支援協議会等を通して、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

1) サービス内容

◆障害者相談支援 <町受託事業>

- 福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- 専門機関の紹介
- 地域自立支援協議会実務者会議の実施等

◆地域移行支援（地域生活への移行に向けた支援） <県指定事業>

- 入所施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している（原則1年以上）精神障害者について、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。
- 障害福祉サービス事業所等との連絡調整。

2) 開設時間

火曜日から土曜日までの 8:30～17:30

（祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く）

3) その他

◆障害者支援区分認定調査 <町受託事業>

障がい者が障害福祉サービスを利用するに当たり、障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして、障害者総合支援法に基づく厚生労働省が定める事項について調査を行います。

◆フリースペースおおきの開設 <町受託事業>

障がい者の余暇活動の支援と交流の場として、毎月1回行います。

○日 時：月1回の日曜日

○場 所：イオンスーパーセンター大木店内 コミュニティールーム「WeWe」

(日時および場所については、内容により変更の場合あり)

◆障がい者就労相談窓口の開設 <地域自立支援協議会での活動>

就業・生活支援センター「ぽるて」と協力して、町内の障がい者の就労に関する様々な相談に応じるとともに、就職や就職後の定着に必要な助言等の支援を行います。

○日 時：毎月 第4木曜日 14:00～16:00

○場 所：イオンスーパーセンター大木店内 コミュニティールーム「WeWe」

2. 計画相談支援・障害児相談支援 <町指定事業>

障害福祉サービスや障害児通所支援申請した障がい者又は障がい児のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。

3. 意思疎通支援事業・権利擁護支援事業 <町受託事業>

障がいの有無に関わらず、誰もが社会参加ができる地域づくりの一環として、手話奉仕員の養成講座、要約筆記研修および成年後見制度の研修を行います。

1) 手話奉仕員養成講座（全26回）

厚生労働省の手話奉仕員養成講座カリキュラムに基づく養成講座として、令和元年度は入門編を実施いたしました。その講座の修了者を対象に今年度は基礎編を実施し、町内で手話によるコミュニケーションがとれる人を増やしていきます。

2) 要約筆記講座

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えます。本講座では、難聴者の聞こえ方を学び、伝えたい言葉を要約して筆談で伝えるポイント等を学びます。

3) 成年後見制度講座

成年後見制度は、意思能力が低い状態がある程度の期間続いている場合に、本人の判断を他の人が補うことによって、本人を法律的に支援するための制度です。本講座は、高齢者や障がい者の権利擁護の理解・啓発として実施いたします。

共同募金配分金事業

共同募金は皆様の善意と助け合いの精神によって支えられ、社会福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の推進に大きく寄与しています。

少子高齢化が一層進展し、社会構造が変化する中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、社会全体で連帯して人々が助け合い支え合う地域社会を築いていくことを目的とし、町内の世帯、団体、法人等に募金のお願いします。皆さまからいただいた募金は、当年10月1日から翌年3月31日までの一般募金と当年12月1日から当年12月31日までの歳末たすけあい募金の2種類です。

◆ 配 分

一般募金は前年度に集まった金額が当年度の事業として、高齢者活動事業、児童・青少年活動事業、福祉育成活動事業、ボランティア活動事業に配分され、地域における福祉課題に対応し、高齢者支援、福祉教育、広報・啓発、社会福祉施設の整備、災害時のボランティア活動の支援等様々な福祉活動が実施されます。

また歳末たすけあい募金は、当年度に集まった金額が当年度の事業として生活困窮者支援、福祉団体支援等に配分されます。

また、皆様から頂きました募金の一部は中央共同募金会に収集され、国内で起こった災害の活動支援資金として配分されます。

1. 高齢者活動事業

1) 大木町老人クラブ連合会 事務局

生活スタイルは多様化し、個人の生活が中心になっている今日、人との繋がりは希薄化しています。高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

大木町老人クラブ連合会は、介護保険制度改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、ふれあいいきいきサロン連絡協議会や若い世代と協力しながら通いの場や居場所づくりを推進していくうえで、共生の地域づくり活動を支援します。

また、大木町老人クラブ連合会が進める愛の一声・友愛訪問事業を推進し、支援活動員による地域での見守り活動および、簡単な生活支援を実施し、安心して生活できる地域づくりを支援します。

2) 健康づくり事業

老人クラブ連合会と当社会福祉協議会との協働で全5回の健康づくりセミナー、および健康づくりセミナー修了者には年2回のおさらいセミナーを開催し、高齢者の健康づくりに必要な知識とトレーニング方法等を学んでいただきます。セミナー受講修了者は「おおき健康隊」として大木町内のふれあいいきいきサロン活動や住民の通いの場等で活動していただきます。

2. 児童・青少年福祉活動事業

1) 福祉映画上映

福祉への理解と関心を深め思いやりのある心、感謝の心を育てることを目的として、希望した小学校を対象に福祉映画を上映します。

2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校へ福祉教育活動助成金

町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校を対象に、子どもたちの福祉教育活動のための支援として適切な活動内容に対し助成を行います。

3) 福祉教育支援

学校教育において、障がい者や高齢者についての学習や疑似体験等のお手伝いを行います。

3. 福祉育成援助活動事業

1) 社協だよりの発行

町内の福祉情報の発信や当社会福祉協議会が実施している事業の啓発を行い、より多くの人に社会福祉に関する興味を持っていただくために、「社協だより」を作成し、年4回全戸に配布します。

2) ホームページの作成・更新

当社会福祉協議会で行った事業の報告や近隣の社会福祉協議会の各種講演会・セミナー・イベント等を掲載し、今週のトピックスでは最新情報を更新します。

4. ボランティア活動育成事業

ボランティア活動の振興と地域福祉の向上に寄与することを目的に、ボランティア団体とボランティア活動をされる人の支援を行います。

1) ボランティア団体活動の助成

福祉ボランティア団体の活動が活発になるための支援として、活動費を助成します。

2) ボランティア活動保険の助成

全町民の皆さんが災害ボランティアセンターの復旧活動をはじめ、それぞれのボランティア活動全般を安心して活動していただくために、事故等の補償問題を解決する重要な手段として、ボランティア活動保険の助成を行います。

5. 歳末たすけあい配分金事業

歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている人々が地域社会の一員として参加できる様々な福祉活動を展開し、地域において孤立することなく自分らしく安心して暮らすことができる地域福祉のまちづくりを図るものです。募金は、福祉団体活動の助成金や生活困窮者等、地域福祉サービス事業等に活用いたします。

苦情解決の第三者委員設置

社会福祉法の定めにより、当社会福祉協議会が行う福祉サービス事業に関する利用者からの苦情および相談について、円滑・円満に解決するために社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため苦情解決の第三者委員会を設置しています。

1) 苦情解決体制

苦情受付担当者1名、苦情解決責任者1名、および第三者委員3名を置き体制を整えています。苦情受付担当者、苦情責任者および苦情解決第三者委員は、研修会等に参加することより、苦情解決事業への一層の理解と第三者委員等の役割について研修を深め、福祉サービス向上に努めます。

災害ボランティアセンター設置

近年において、大きな風水害や震災等が日本各地で発生しており、甚大な被害をもたらしています。このような災害時における被災者支援活動は、社会福祉協議会の地域活動として必要不可欠なものとして認識され、近隣地域や県内、県外から多数の支援が見込まれるボランティアによる救援活動を効果的、効率的に行うことや被災者の支援や被災地域の復興を進めるため、災害ボランティアセンターの設置が必要となります。

町内での災害発生時に災害ボランティアセンターの設置が必要となった場合、町との協議により、町及び関係機関と連携して災害ボランティアセンターを設置します。

また、平常時においても町と協議を行い、災害ボランティアセンター運営に関わる訓練や関係機関とのネットワークづくりに努めます。